# 多賀城市地域公共交通計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領 (案)

### 1 趣旨

この要領は、多賀城市地域公共交通計画策定業務(以下「本業務」という。)の受託候補者選定について、専門的な知識・技術・経験等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、本業務に係る公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の目的

本業務は、公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、多賀城市における目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を共有した上で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)」に基づく、「多賀城市地域公共交通計画」の策定に向けた支援を行うことを目的とする。

### 3 公募型プロポーザル方式を導入する目的

上記2を踏まえ、受託候補者選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、事業者の専門的な知識・技術・経験等による優れた提案を広く受け、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するものとする。

#### 4 事業の概要

- (1) 業務名 多賀城市地域公共交通計画策定業務
- (2) 発 注 者 多賀城市地域公共交通協議会
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 発注者指定場所
- (5) 業務内容 (別紙) 多賀城市地域公共交通計画策定業務仕様書のとおり

#### 5 提案限度額

11,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) の範囲内とし、この限度額を超えた提案は受理しない。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

#### 6 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請書が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合 は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第

154 号) に基づく更生手続き開始の申立て、及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- (5) 宮城県又は多賀城市において入札参加者の資格があり、指名停止の期間中でない者であること。
- (6) 過去5年以内(令和2年4月1日以降)に、国(公社・公団含む。)又は地方公共団体(市町村が主体となった協議会を含む。)が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同様の地域公共交通に関する計画策定業務の履行実績を持つものであり、公共交通計画に関し豊富な知識を有していること。ただし、履行実績とは策定業務の本体業務の履行実績であり、アンケート調査等の業務の一部を履行したものは含まれない。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

### 7 事業スケジュール

実施内容	期日等
①公募開始	令和7年5月19日(月)
②質問書提出期限	令和7年5月26日(月)
③質問書への回答	令和7年5月28日(水)
④参加申込書受付期間	令和7年5月19日(月)
	~令和7年6月2日(月)
⑤参加資格審査結果通知	令和7年6月5日(木)
⑥企画提案書提出期間	令和7年6月9日(月)
	~令和7年6月16日(月)
⑦審査(選定委員会)	令和7年6月20日(金)予定
⑧審査結果通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内
	に通知
⑨契約手続き	令和7年7月1日(火)

※ただし、各実施日については、事務処理上の都合により変更となる場合がある。

#### 8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年5月19日(月)~令和7年6月2日(月)

(2) 配布方法

多賀城市ホームページからダウンロード

# 〔多賀城市ホームページ〕 https://www.

### 9 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年5月19日(月)~令和7年5月26日(月)

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問がある者は、所定の質問書(様式第 6 号)に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、その旨電話で連絡すること。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、令和7年5月28日(水)までに多賀城市ホームページへの掲載により行うものとする。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断 されるものは、上記受付期間内に随時多賀城市ホームページへ回答を掲載する。また、受託候 補者選定に係る評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数、参加事業者名、評価 委員等)は受け付けない。

### 10 参加申込

#### (1) 提出書類

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書等を すること。

番号	提出書類	提出上の注意
1	参加申込書(様式第1号)	
2	会社概要書(様式第2号)	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付する こと
3	事業実績書(様式第4号)	直近5年の業務実績(6.参加資格要件(9)に該当する実績)を記載すること なお、可能な範囲で業務実績の内容(成果物、仕様書等)が分かる資料を添付すること
4	事業執行体制(様式第5号)	配置を予定している者全てを記載すること ※調査に有効となる保有資格を有する場合は、その 証明する資料(資格証の写し等)を添付すること
5	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 (発行後、3か月以内のもの(写し可))

6	納税証明書	国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がないことの証明書類(発行後、3ケ月以内のもの(写し可)) ※国税は納税証明書「その3の3」に限る。
7	参加資格確認書(様式第7号)	
8	暴力団排除に関する誓約書	

## (2) 提出方法

持参または郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)により、多賀城市地域公共交通協議会(事務局:多賀城市都市産業部都市計画課)へ1部提出すること。

(3) 提出期限

令和7年6月2日(月)午後5時 ※郵送の場合は必着

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和7年6月5日(木)までに通知する。

### 11 企画提案書等の提出について

#### (1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
1	提案書表紙 (様式第3号)	
2	企画提案書 (任意様式)	
3	見積書(任意様式)	見積書の総額は、消費税を含む金額を記載するととも に、見積もりの内訳についても記載すること

# (2) 企画提案書(任意様式)

別紙仕様書、本実施要領 14 (4) 評価基準・評価項目をもとに、以下の順で企画提案すること。

- ① 現状把握・分析について
- ② 各種調査の企画・実施等
- ③ 会議支援について
- ④ 事業者独自の専門的知見等を活かした自由提案
- ⑤ 業務全体の工程・フロー
- ⑥ 業務実施体制
- ⑦ 業務実績
  - ・本事業にあたっての自社の強みやノウハウ、取組み内容(調査・分析の手法・内容、期待できる効果等)などについては、多賀城市の現状や課題等を踏まえ、具体的に記載すること。

- ・企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、 表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差 し支えない。
- ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
- ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。
- ・その他、提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項について は、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

#### (3) 提出方法

- ・持参または郵送(配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること)により多賀城市 地域公共交通協議会(事務局:多賀城市都市産業部都市計画課)へ提出すること。
- ・正本 (提出書類①~③及び上記 10(1)②~④) を 1部、副本 (提出書類①~③及び上記 10(1)②~④ ※写しでも可) を7部提出すること。
- ・正本はA4版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を 記載すること。
- ・副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。
- (4) 提出期限

令和7年6月16日(月) 午後5時 ※郵送の場合は必着 ※提出期間内であれば、再提出(差替え含む)は可能とする。

### 12 書類による選定について

- (1) 参加事業者が6者以上の場合は、書類による選定を実施する。書類による選定を通過した5 者のみ審査(選定委員会)へ参加できるものとする。
- (2) 書類による選定は、評価基準に基づき選定委員会において企画提案書の内容を書類審査し、上位5者を選定する。
- (3) 書類による選定の結果は、応募した全ての事業者に対し、参加申込書(様式第1号様式)に記載された担当者の電子メール宛てに令和7年6月18日(水)までに通知する。
- (4) 書類による選定結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

### 13 審査(選定委員会)

(1) 日時

令和7年6月20日(金)(予定) ※実施の詳細については、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

発注者が指定する場所とする。

(3) 実施時間

1事業者につき、プレゼンテーション30分以内(準備時間等含む)とする。

- (4) 実施内容
  - ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な

場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。

・プレゼンテーションの出席者は、1事業者3名以内とする。

### (5) 会場設営

会場設営(スクリーン、プロジェクター、電源ケーブル設置を含む)については、事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

#### 14 事業者選定方法

- (1) 受託候補者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定は、多賀城市地域公共交通協議会が設置する多賀城市地域公共交通計画策定業務事業者 選定委員会において、下記(4)に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング 等により審査する。
- (3) 審査の結果、最高合計評価点を獲得した者を受託候補者として選定する。

なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第1位として選定する。ただし、 選定委員会の合計得点が満点の6割未満である場合は、選定しないものとする。

また、受託候補者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

#### (4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
現状把握・分析	①多賀城市の現状や課題、近年の国・先進自治体の	15
	地域公共交通施策の動向を踏まえた提案となってい	
	るか	
	②多賀城市の地域特性を踏まえ、既存公共交通・交	
	通利用実態を把握・整理できる提案内容となってい	
	るか	
各種調査の企画・実施等	①公共交通の利用状況等を把握し、課題整理に必要	25
	となる調査項目が設定されているか	
	②今後の展望を見据え、地域公共交通施策の方向性	
	やあり方について整理できる調査内容となっている	
	カ	
	③調査手法、集計方法、利活用方法は適切か	
	(地域公共交通計画への反映方法、その他業務での	
	利活用方法等)	
	④回収率向上及び回答者負担軽減のための方策、工	
	夫等がなされているか	
会議支援	協議会等における資料作成、助言など、事務的な支	5
	援が期待できるか	
事業者独自の専門的知見	業務成果や業務効率の向上に寄与し、創意・工夫・	10

等を活かした自由提案	独創性に富んだ有益な提案になっているか	
業務全体の工程・フロー	本業務を遂行するために、適切な工程が設定されて	5
	いるか	
	(多賀城市議会や多賀城市地域公共交通協議会等の	
	会議日程、関係機関等との調整期間が考慮されてい	
	るか)	
業務実施体制	①本業務を確実に実施できる体制や人員が確保され	25
	ているか専任の担当者が配置されているか	
	担当者の兼務業務の負担は本業務遂行に支障がでな	
	いものとなっているか	
	②主担当者、専任担当者の技術・専門知識・業務経	
	験が十分であり、本業務推進にあたり技術的助言は	
	期待できるか	
	③本業務を進めるにあたり、多賀城市の要望に柔軟	
	に対応ができ、緊急時にも滞りなく業務を遂行でき	
	ることが期待できるか	
業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有してい	10
	るか	
見積金額	10×提案者中の最低見積価格/見積価格	5
合計		100

### 15 選定結果の通知

選定結果は、審査(選定委員会)の参加事業者に対し、選定委員会終了後おおむね1週間以内に郵送にて通知する。また、多賀城市ホームページにも選定結果を公表する。

なお、選定理由及び選定結果に対する問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

#### 16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、多賀城市職員及び多賀城市関係者に本プロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出された見積額が、提案限度額を超過している場合
- (3) 各書類の提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (4) 様式に適合しない場合や記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 要件に適合しない提案の場合

## 17 契約に関する基本事項

### (1) 契約方法

契約は、受託候補者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行 う。なお、交渉の結果、合意に至らなかった場合は、受託候補者の次に順位が高い事業者と契 約締結の交渉を行う場合がある。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

(3) 契約代金の支払い

当該業務完了後、業務完了報告書及び請求書を受理次第、速やかに一括して支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理する ための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

#### 18 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、できないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替えおよび再提出を認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

### 19 問い合わせ先

多賀城市地域公共交通協議会(事務局:多賀城市都市産業部都市計画課)

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

電話: 022-368-4241 FAX: 022-368-9069

E-mail: tosikei@city.tagajo.miyagi.jp